会長		担当常任理事		会計	

埼医業Ⅰ第１８５８号
令和４年１月４日

郡市・大学医師会長　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
(担当常任理事　　丸　木　雄　一)
(公印省略)

令和３年度医療機能情報定期報告について

このことについて、別添(写)のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありました。
つきましては、貴会管下会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

担　当：業務Ⅰ課　石川
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

越加八潮医師会
収受
4.1.-5
第1071号

医　第１００５－２号
令和３年１２月２２日

一般社団法人 埼玉県医師会長　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（公　印　省　略）

令和３年度医療機能情報定期報告について（依頼）

県保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療法（昭和23年法律第205号）に定められた医療機能情報提供制度では、同法第６条の３第１項及び第２項の規定により、病院、診療所又は助産所の管理者は、「医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項」を、知事に報告することとされております。

また、本県におきましては、「埼玉県医療機能情報提供制度実施要領」を定め、同制度の円滑な実施を図っております。

この度、当該要領５（１）に基づく例年の定期報告を別紙のとおり実施いたしますので、貴会会員に周知くださるとともに、円滑な実施に向け御協力くださるようお願いいたします。

担当：医療整備課
医務・医療安全相談担当　栁澤
電話：048－830－3542
Email：a3530-01@pref.sairama.lg.jp

別紙

令和３年度医療機能情報定期報告について

医療機能情報の定期報告については、「医療法（昭和23年法律第205号）」第６条の３第１項及び「埼玉県医療機能情報提供制度実施要領（平成20年８月４日付け医第823－1号保健医療部長通知）」５（1）の規定により、県内の病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所（以下「医療機関」という。）を対象として、毎年実施しています。

1　報告内容

医療機関は、令和４年１月１日現在の状況を報告します。

各医療機関の報告票に掲載された現在公表中の情報の内容を確認し、追加や修正を行っていただきます。

2　報告依頼時期

さいたま市、川越市、川口市及び越谷市に所在する医療機関については県庁医療整備課から、その他の市町村に所在する医療機関については所管する県保健所から、令和３年12月下旬から令和４年１月上旬までの間に関係書類を送付します。

3　報告方法

原則として、県ホームページ上に設置している『埼玉県医療機能情報提供システム』の報告用WEBサイトを利用して報告をしていただきます。報告用のWEBサイトは、令和４年１月６日（木）から運用を開始します。ただし、インターネットが利用できない等の事情がある場合は、報告票（紙）による報告も可能です。

なお、１月６日より前にインターネットから報告した場合には、令和２年度報告の修正報告として扱われ、令和３年度定期報告については未報告となりますので御注意ください。

4　報告期限

報告期限は、令和４年１月31日（月）です。

5　報告用ホームページへのアクセス手順

① YAHOO！又はGoogle等の検索サイトで、「埼玉県医療機能情報提供システム」を検索し、同システムのトップページを開く。

② 同トップページの右下にある［関係者ログイン］をクリックする。

③「埼玉県医療機能情報登録システム」ホームページ（http://www.iryo-kensaku.jp/saitama/hokoku.html）が開くので、「報告のログインはこちらから」をクリックする。

④ ログイン画面で、医療機関ごとの「利用者ID」及び「パスワード」入力する。

※ 医療機能情報システムを御利用になる場合の推奨ブラウザは次のとおりです。推奨環境以外での御利用や、推奨環境下でも利用者のＷｅｂブラウザの設定によっては、御利用できないもしくは正しく表示されない場合があります。

Microsoft Internet Explorer 11.0
Safari 13.1.1 以上（動作確認 13.1.1）
Mozilla Firefox 78.0.1 以上（動作確認 78.0.1）

推奨環境については、「システムのご利用に当たって（http://www.iryo-kensaku.jp/saitama/kensaku/info11/info11.html#02）」を確認してください。

参考

医療法（昭和23年法律第205号）　～抜粋～

第６条の３　病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

２　病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

３及び４　（略）

５　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第１項及び第２項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

６　都道府県知事は、病院等の管理者が第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

埼玉県医療機能情報提供制度実施要領　～抜粋～

（平成20年８月４日付け医第823-1号保健医療部長通知）

４　報告・公表事項

報告・公表事項は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）別表第一、「医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項」（平成19年3月26日付け厚生労働省告示第53号）で定めているもの及び県が定める事項（別表のとおり）とする。

５　医療機能情報の報告等

(1)　定期報告

ア　病院等管理者は、４の「報告・公表事項」について、毎年１月１日現在の状況を１月31日までに知事等に報告を行うものとする。なお、新たに施設を開設した病院等管理者は、開設後速やかに知事等に報告を行うものとする。

イ　病院等管理者は、原則として知事が開設するインターネット入力サイトにおいて、病院等が直接入力することにより報告を行うものとするが、インターネットを使用できない環境にある病院等においては、書面（医療機能情報報告書（様式１）及び報告票（毎年別に定める））により、直接又は郵送等の方法により下記(3)の報告先に報告を行う。

(2)　随時報告

ア　病院等管理者は、医療法施行規則別表第一の第１「管理、運営及びサービス等に関する事項」のうち、１「基本情報」（①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の案内用の電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療科目別の診療日、⑧診療科目別の診療時間、⑨病床種別及び届出又は許可病床数）（以下「基本情報」という。）について修正又は変更があった場合は、上記(1)のアにかかわらず、修正又は変更があった時点で知事等に報告を行うものとする。

イ　病院等管理者は、医療機能情報の修正又は変更の報告を行う場合は、上記(1)のイと同様とするが、インターネットを使用できない環境にある病院等においては、書面（医療機能情報変更報告書（様式２））により報告を行う。

(3)　報告先　　医療機能情報の報告先は、病院等の所在地により次のとおりとする。

ア　保健所設置市内に所在する病院等；医療整備課

イ　県保健所管内に所在する病院等；管轄する県保健所